

募集型企画旅行・旅行条件書

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

第1項 募集型企画旅行契約

1. この旅行はADT株式会社（東京都千代田区外神田一丁目1番13号 万世橋出張所・区民館5階 CTIB501、東京都知事登録旅行業 地域-8739号、以下「当社」といいます）が募集し実施する国内旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
2. 旅行契約の内容・条件は、ホームページ・パンフレット等に記載されている各コースの条件のほか、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます）、及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によります。
3. 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

第2項 旅行のお申込み及び契約の成立時期

1. 当社又は当社受託営業所（以下「当社ら」といいます）にて所定の申込書（以下単に「申込書」といいます）に所定の事項を記入のうえ、お一人様につき、下記の申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金、取消料または違約金のそれぞれの一部として取り扱います。

旅行代金	お申込金
10,000円未満	3,000円以上旅行代金まで (旅行代金が3,000円以下の場合は旅行代金)
30,000円未満	6,000円以上旅行代金まで
30,000円以上	9,000円以上旅行代金まで

2. 当社らは電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社らはお申込みがなかったものとして取り扱う場合があります。
3. 募集型企画旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し次項の申込金を受領したときに成立するものとします。

4. お申込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社は、お客様の承諾を得てキャンセル待ちとして登録し、予約可能となるよう手配努力することがあります。この場合でも当社はお申込金を「お預かり金」として申受けます。ただし、当社らが予約可能となった旨を通知する前にお客様よりキャンセル待ちの解除のお申出があった場合、または結果として予約ができなかった場合は、当社は当該お預かり金を全額払い戻します。
5. 本項 4 の場合で、キャンセル待ちの登録は、当社らが、予約可能となった旨の通知を行ったときに契約成立となり、当該お預かり金をお申込金として取り扱います。

第3項 お申込み条件

1. 20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
2. 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢・資格・技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
3. 現在健康を損なっている方や妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込時にお申出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者や同伴者の同行などを条件とさせていただくか、ご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、又はご参加をお断りさせていただく場合があります。
4. お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。なお、これに掛かる一切の費用はお客様のご負担になります。
5. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
6. その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。
7. お客様が暴力団員、暴力団、暴力団関連企業・団体、その他反社会的勢力であると判明したときは、お申込みをお断りする場合があります。

第4項 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

1. 当社は旅行契約成立後速やかに旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、旅行条件書、申込書控え等により構成されます。
2. 当社のお客様に、集合時間・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申込が旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日までにお渡しすることがあります。お渡し方法には、郵送、電子メール、インターネットでのご案内を含みます。また、お渡し前であっても、お問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

第5項 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までにお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

第6項 旅行代金について

1. 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、旅行開始日当日を基準に満12才以上の方はおとな代金、満6才以上12才未満の方はこども代金を適用します。但し、満3才以上6才未満の幼児で、運送機関の座席確保及び宿泊施設の食事、寝具等必要な場合はこども代金を適用します。
2. 旅行代金は、コースごとに表示してございます。出発日やご利用人数等でご確認ください。
3. 「旅行代金」は、第2項1の「申込金」、第12項1の「取消料」、第12項2の「違約料」、及び第19項1の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。ホームページ・パンフレット等における「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

第7項 旅行代金に含まれるもの

1. 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のない限り普通席となります）
 2. 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料
 3. 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料
 4. 旅行日程に明示した観光の料金（ガイド料・入場料・拝観料）
 5. 団体行動中の心付け
 6. 添乗員同行コースにおける添乗員経費
 7. その他ホームページ・パンフレット等において、旅行代金に含まれる旨表示したもの
- 上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

第8項 旅行代金に含まれないもの

前項のほかは旅行代金に含まれません。

第9項 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において止むを得ないときは変更後に説明します。

第10項 旅行代金の変更

当社は旅行契約締結後に、旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

ただし次の場合を除きます。

1. 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたとき謫、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
2. 当社の本項1に定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときじゃ、本項1に定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
3. 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
4. 第9項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社のその変更差額だけ旅行代金を変更します。

第11項 お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定事項を記入のうえ当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料をいただく場合があります。また、当社は利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

第12項 取消料

1. 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には次に定める取消料をお支払いいただきます。また、宿泊を伴う旅行の場合、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

取消日		取消料
旅行開始日から さかのぼって	11日目に当たる日以前の解除	無料
	10日目に当たる日から8日目に当たる日までの解除	旅行代金の20%
	7日目に当たる日から2日目に当たる日までの解除	旅行代金の30%
	旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	旅行開始当日の旅行開始前の解除	旅行代金の50%
	旅行開始後の解除、又は無連絡不参加	旅行代金の100%

2. 旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料いただきます。
3. お客様のご都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を申し受けま

す。

第 13 項 お客様による旅行契約の解除

旅行開始前

1. お客様は、前項で定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申込みいただいた販売店の営業時間内にお受けします。
2. お客様は、次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
 - (ア) 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第 19 項 1 で掲げるものその他の重要なものである場合に限りします。
 - (イ) 第 10 項に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
 - (ウ) 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - (エ) 当社の責に帰すべき事由により、パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
3. 当社は、本項 1 により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き払い戻しいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また、本項 2 により、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金） 全額を払い戻しいたします。

旅行開始後

1. お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
2. お客様の責に帰さない事由によりパンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
3. 本項 2 の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

第 14 項 当社による旅行契約の解除

旅行開始前

1. お客様が第 5 項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除する場合があります。このときは、第 12 項に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
2. 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除する場合があります。
 - (ア) お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - (イ) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められた

とき。

(ウ) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。

(エ) お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

(オ) お客様の人数がパンフレット等に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前（日帰り旅行は3日目に当たる日より前）に旅行中止のご通知をいたします。

(カ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(キ) お客様が暴力団員、暴力団、暴力団関連企業・団体、その他反社会的勢力であると判明したとき。

3. 当社は本項1により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項2により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻しいたします。

旅行開始後

1. 当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

(ア) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。

(イ) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

(ウ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

2. 当社は次に掲げる場合においては直ちに旅行契約を解除することができます。

(ア) お客様が暴力団員、暴力団、暴力団関連企業・団体、その他反社会的勢力であると判明したとき。

3. 本項1に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差引いて払い戻しいたします。

4. 本項1の（ア）、（ウ）により当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

5. 当社が本項1の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向ってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

第 1 5 項 添乗員

1. 添乗員の同行の有無はパンフレット・ホームページ等に明示いたします。
2. 添乗員の行うサービス内容は、旅行を安全にかつ円滑に実施するために必要な業務といたします。よって旅行中は添乗員の指示に従って頂きます。
3. 添乗員の業務は原則として 8 時から 2 0 時までといたします。

第 1 6 項 当社の責任及び免責事項

1. 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。
2. 手荷物について生じた本項 1 の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して 1 4 日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者 1 名につき 1 5 万円を限度として賠償します。
3. お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合は、当社は本項 1 の責任を負いません。
 - (ア) 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - (イ) 運送・宿泊機関等の事故もしくは火災又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - (ウ) 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - (エ) 自由行動中の事故
 - (オ) 食中毒
 - (カ) 盗難
 - (キ) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・進路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在期間の短縮

第 1 7 項 特別補償

1. 当社は前項 1 に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の別紙特別補償規程により、お客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。当社が前項 1 の責任を負うこととなったときは、この補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
2. お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、超軽量動力機搭乗、ハンググライダー搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項 1 の補償金及び見舞金を支払いません。
3. 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書（通帳及び現金支払機用カードを含みます。）、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を

支払いません。

4. 当社が本項 1 に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものいたします。

第 18 項 お客様の責任

1. お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
2. お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
3. お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。
4. 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。
5. クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

第 19 項 旅程保証

1. 当社は次表左欄に掲げる旅行内容の重要な変更が生じた場合は、第 6 項 3 で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に対し支払います。但し、当該変更について当社に第 16 項 1 の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
(ア) 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(但し、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)
 - ① 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
 - ② 戦乱
 - ③ 暴動
 - ④ 官公署の命令
 - ⑤ 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 - ⑥ 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - ⑦ 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のための必要な措置
(イ) 第 13 項及び第 14 項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
(ウ) パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中

に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合には、当社は変更補償金を支払いません。

2. 本項 1 の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は第 6 項 3 に 15 % を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が 1, 000 円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
3. 当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害補償金の支払いに替え、これと相応の物品・サービスの提供をもって保証を行うことがあります。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額＝1 件につき下記の率×お支払い対象旅行代金	
	旅行開始日前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
1. ホームページ又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1. 5 %	3. 0 %
2. ホームページ又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1. 0 %	2. 0 %
3. ホームページ又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1. 0 %	2. 0 %
4. ホームページ又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1. 0 %	2. 0 %
5. ホームページ又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1. 0 %	2. 0 %
6. ホームページ又は確定書面に記載した宿泊機関の客室種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1. 0 %	2. 0 %
7. 上記の 1～6 に掲げる変更のうちホームページ又は確定書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2. 5 %	5. 0 %

※ 注 1：1 件とは、運送機関の場合 1 乗車船毎に、宿泊機関の場合 1 泊毎に、その他の旅行サービスの場合 1 該当事項毎に 1 件とします。

※ 注 2：4 又は 6 に掲げる変更が 1 乗車船又は 1 泊の中で複数生じた場合であっても、1 乗車船又は 1 泊につき 1 変更として取り扱います。

※ 注 3：7 に掲げる変更については、1～6 の料金を適用せず、7 の料金を適用します。

第20項 「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

当社は、当社が発行するカード又は当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと（以下「通信契約」といいます。）を条件に旅行のお申込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。（受託旅行業者により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行業者により異なります。）

1. 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払い戻し債務を履行すべき日をいいます。
2. 申し込みに際し、「会員番号（クレジットカード番号）」、「カード有効期限」等を当社らに通知していただきます。
3. 通信契約による旅行契約は、当社らが旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合には、当社らがその通知を発した時に成立し、当社らが電子メール等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
4. 当社らは提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「ホームページに記載する金額の旅行代金」又は「第12項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
5. 契約解除のお申し出があった場合、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内（減額又は旅行開始後の解除の場合は30日以内）をカード利用日として払い戻します。
6. 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、当社らが別途指定する期日までに現金にて旅行代金を支払いいただきます。当該期日までに、お支払いいただけない場合は第12項1の取消料と同額の違約料を申し受けます。

第21項 個人情報の取扱い

1. 当社は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために必要な範囲内で利用させていただきます。そのほか、より良い旅行商品の開発や、旅行商品のご案内をお客様にお届けするために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
2. 当社及び当社のグループ企業は、各企業が取扱う商品やサービス、キャンペーンなどのご案内のために、当社が保有するお客様の個人情報のうち、お客様へのご連絡に際して必要となる最小限の範囲のものについて、共同で利用させていただきます。
3. 当社は、お申込みいただいた旅行の手配のために、お客様の氏名・住所・電話番号などの情報を必要な範囲内で、運送・宿泊機関等及び手配代行者に対し提供いたします。

第22項 その他

1. お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等に発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

2. お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。
3. ご集合時間は厳守してください。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。
4. 土・日曜日、祝日やゴールデンウィーク又は夏休み期間等においては、道路渋滞により予定時間通りに運行できない場合があります。
5. 本項4の場合をはじめ、事故や悪天候による道路事情その他止むを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊を必要とする事態が生じても当社はその請求には応じられません。また、目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
6. 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

第23項 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2024年3月27日を基準としています。また、旅行代金算出の基準日は、ホームページ・パンフレット等に記載しています。

この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご覧ください。

確定情報を記載する最終旅行行程表につきましては、当社より特に連絡のない場合は、ホームページ記載内容をもって替えさせていただきます。

旅行企画・実施：ADT株式会社

東京都千代田区外神田一丁目1番13号 万世橋出張所・区民館5階 CTIB501

東京都知事登録旅行業 地域-8739号